

八王子市立高尾山学園不登校児童・生徒転入学審査会設置要綱

平成 24 年 8 月 27 日 施行

(設置)

第 1 条 八王子市における不登校児童・生徒に適切な教育を保障するため八王子市立高尾山学園不登校児童・生徒転入学審査会（以下「審査会」という）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審査会は、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という）の要請に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び審議検討を行い、教育委員会に報告する。

- (1) 不登校又はそれに類する児童・生徒の就学適否等に関すること。
- (2) その他、教育委員会が必要と認める事項。

(構成)

第 3 条 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育委員会が必要と認めた者
- (2) 教育委員会事務局の職員

(委嘱)

第 4 条 審査会の委員は、教育委員会が委嘱または、任命する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、1 年以内とする。ただし再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって決定する。
- 3 委員長は、会議を招集し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(公開)

第 7 条 審査会会議は、非公開とする。

(事務局)

第 8 条 審査会の事務を処理するため、事務局を八王子市教育委員会学校教育部教育支援課に置く。

- 2 審査会において情報の提供を受けるため、事務局内に高尾山学園の小・中副校長を置く。

(委任)

第 9 条 この要綱の施行について、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 この要綱は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日に改正し、これを施行する。
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日に改正し、これを施行する。
この要綱は、平成 24 年 8 月 27 日に改正し、これを施行する。